

- ① 企業・法人組織、営利を目的とする団体での役員、顧問
  - ・ 年間の合計収入が 100 万円以上の場合
- ② 産学連携活動の相手先のエクイティ（株保有・利益など）
  - ・ 年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上の場合
  - 或いは当該全株式の5%以上を所有する場合
- ③ 企業・組織や団体からの特許使用料
  - ・ 1つの権利使用料が年間 100 万円以上の場合
- ④ 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
  - ・ 1つの企業・団体からの講演料が年間 50 万円以上の場合
- ⑤ 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
  - ・ 1つの企業・団体からの原稿料が年間 50 万円以上の場合
- ⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費
  - ・ 1つの企業・団体から医学研究（受託研究費、共同研究費、臨床試験など）に対して支払われた総額が年間200 万円以上の場合
- ⑦ 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金
  - ・ 1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野など）或いは研究室の代表者に支払われた総額が年間200 万円以上の場合
- ⑧ 寄付講座所属
  - ・ 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者が所属している場合
- ⑨ その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの報酬
  - ・ 1つの企業・組織や団体から受けた報酬の総額が年間 5 万円以上の場合

ただし⑥、⑦については、筆頭発表者個人か、筆頭発表者が所属する部局（講座・分野など）或いは研究室などについて、研究成果の発表に関連し、開示すべきCOI 関係にある企業・組織や団体からの研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合は、これを申告する必要がある。

（以上は日本医学会 医学研究のCOI マネージメントに関するガイドライン（平成23 年2 月策定）からの抜粋）